

◇隠岐の島町公衆トイレ
設置及び管理条例制定
◇隠岐の島町バス待合所
設置及び管理条例制定

町村合併時から公衆トイレ、バス待合所それぞれの設置及び管理条例の制定が行われていなかったため。



釜屋バス停

◇隠岐の島町総合体育館
設置及び管理条例の一部を改正

条例に運営委員会の設置及び委員の定数、報酬などを新たに定めた。

◇隠岐広域連合規約の一部を変更

消防庁舎施設等の消防事業費の負担区分及び負担割合などの変更。

◇隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部を変更

隠岐の島町観光宣伝事業ほか5件の財源に過疎対策事業のソフト債を充当するため。

人権擁護委員
推薦について

本町の人権擁護委員の名越静江氏及び奥田恭三氏が3月31日をもって任期満了となることから引き続き名越静江氏及び奥田恭三氏を委員として認める意見を答申。

教育委員会委員の
任命について

本町の教育委員会委員の大西茂雄氏が12月16日をもって任期満了となることから、新たに大津義文氏を任命することに同意。

予算・条例等をチェック!

質疑

質問した議員

福田 晃 平田 文夫
高宮 陽一 是津 輝和
齋藤 幸広

本土出産助成事業費
について

福田議員 産科医師の不在や1名体制のもとスタートした助成制度であったが4月から支援廃止となっていた島外出産に120万円の補正予算が計上されている。根拠と要綱の説明を。

保健課長 3月31日までに交付決定していた11名と新規要綱適用者の1名分の120万円である。

3月末で廃止した制度だが、隠岐病院からの要請等もあり、10月より隠岐の島町に住所を有し、かつ、隠岐病院で妊婦健診を受けた妊婦のうち、医師の指示により、本土の医療機関にて出産する必要が生じた妊婦に助成金を交付する制度である。

議員 隠岐病院にて医師不足や治療が困難な病気のため本土への通院や入院治療をしている町民も多くいるが整合をどうと

るのか、町民への説明は。課長 出産は病気ではなく、この制度はあくまでも子育て支援の助成であり町民の皆様にはご理解いただきたい。

指定管理者の指定に
ついて

高宮議員 ㈱あいらんどの従業員から「労働環境改善に関する要望書」が出ている。また、労働基準監督署が入ったとか、従業員の解雇通告なども出ていると聞いているが指定管理者をお願いしている民間業者の状況をどのように把握しているか。

総務課長 要望書が出たことは聞いていますが、事実確認はしていない。事実であれば遺憾なことだと思う。

法令の遵守については指定管理者に指導・指示するのは当然であり、今後より一層気をつける。

松くい虫防除事業費
について

高宮議員 補助金が付いたので危険木の処理をするとのことだが、補助金が無い場合は危険木の処理はしないのか。

農林水産課長 危険木は平素から対処している。議員 これから雪の季節となるが、道路沿いの木々に雪が積もり通行に危険だ。また、電線等への障害にもなるので、積極的に取り組むべきと思うが。

課長 危険木は早期に対処すべきものであり今冬の雪害による倒木等の被害発生がないよう、今後20000本程度の処理を計画している。



新隠岐病院

廃止代替バス路線運行事業費について

平田議員 本町は、情報公開条例を制定している。なぜ、代替バス運行補助金交付要綱は公開しないのか。

観光課長 ホームページの更新を怠っていた。早急に対応する。

議員 代替バスの運行補助金は、運行経費から運行収入を引いた金額が対象補助金か。

課長 その通りである。

議員 今回の853万円の補正は当初予算の何%か。

課長 約15%である。

議員 当初予算の15%を超えたら、当初の内訳試算に問題があったのでは。

課長 運賃収入減と修繕費の増加である。

議員 住民・利用者のため、持続的に可能かを、考慮して対応すべきと思うが。

町長 町民が、納得できる形を求めてゆく。

廃止代替バスについて

是津議員 廃止代替バスのシステム改修費補助金853万円について、バスの運行形態は4月1日から改まっているのに、何故今頃補正が出てくるのか。

観光課長 バスの中の「料金表示システム」の改修費用が、事業者との連絡等が不十分で、当初予算に反映出来ていなかった為である。

議員 事業者の申請漏れか。

課長 そうだが、我々の確認も弱かった。

議員 どうせ後日補正で助成がもらえると甘えの体質が事業者にあるのでは。経営改善、運行サービス等の向上への取り組み意欲の低下につながっているのでは。

課長 そのような事にならない様に指導している。

航空機利用促進対策事業費について

是津議員 航空機利用の助成を一般財源から過疎債ソフトへ組み換えているが海路（隠岐航路）の利用料金の軽減のための助成を過疎債ソフトで行えないか。

企画財政課長 仕組み的には十分可能であり、企画的にも大事なことだと思ふ。国の「離島振興法」での取り組みを見ながら検討していきたい。

議員 国の制度が固まる前に、町自らが助成を実施し、その上で国に働きかけをする方がより説得力が増すのでは。

町長 基本的には国の責務で制度をつくるべきだが、制度が出来るまでは町助成の試行も検討する余地はある。



消水利利施設管理費について

齋藤(幸)議員 防火水槽転落防止用フェンス修繕が2ヶ所とあるがその内容は。

総務課長 金網がやぶれていたり、支柱がさびて曲がりたり無くなったりしているので新しくやり変える。基礎部のブロックも新しくする。フェンスの高さは1.2mである。

議員 提出された資料ではこのようなオープン式の防火水槽は12ヶ所あり、フェンスのないものが1ヶ所、要修繕のものが2ヶ所ある。子供達の行動は大人の想像を越えるものであり、危険であると思うがどうするのか。事故でもあったら町の責任が問われる。

町長 あってはならない事であり、蓋をすることも含めて早急に検討させる。

総務課長 これらの防火水槽は個人の所有地となっている。よく調査して協議し、早急に対処する。

次回の3月定例会で専決承認を求める事項があるとして下水道課から報告があり、専決する予定の事項について副町長より内容説明を受けた。

工事請負変更契約

・公共下水道管路布設(西町吉田1工区)工事
工事金額 7245万円
工事期間 平成23年7月1日～平成24年2月29日
契約相手 (株)竹田組

・公共下水道管路布設(1号幹線その7)工事
工事金額 5407万円
工事期間 平成23年6月29日～平成24年2月29日
契約相手 (株)渡辺工務店

・公共下水道管路布設(1号幹線その8)工事
工事金額 5460万円
工事期間 平成23年6月29日～平成24年2月29日
契約相手 (有)花岡組

12月補正予算の審議の結果はどうなった？

議会最終日に審議をしてきた議案に対して「採決」を行った。一部の議員が反対したが「賛成多数」で可決された。